

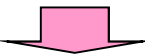
倫理審査申請から研究開始までのフロー

01 倫理審査申請書類の提出

申請者は申請書に必要事項を記載し必要書類を添えて、
高知県看護協会会長(以下「会長」)へ提出
(別紙様式1、4-1、4-2、4-3、4-4、4-5、4-6)



02 倫理審査申請書類の確認(高知県看護協会事務局)



03 会長から倫理審査委員会へ審査依頼



04 倫理審査委員会にて審査



05 倫理審査委員会より会長へ審査結果の報告 会長より研究申請者へ審査結果決定通知書 にて審査結果を通知(別紙様式2-1,2-2)

※委員会は速やかに審査を実施し結果を会長へ報告する。以後の手順は上記に準じる。

※研究の中止・中断があった場合及び終了時は、中止・中断・終了報告書(別紙様式3)にて会長へ報告する。